

改正後	現 行
<p>農業次世代人材投資事業等交付要綱</p> <p>平成24年8月21日 担い手第691号制定</p>	<p>農業次世代人材投資事業交付要綱</p> <p>平成24年8月21日 担い手第691号制定</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号。以下「<u>次世代実施要領</u>」という。）<u>又は千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号。以下「就農準備資金等実施要領」という。）</u>に基づき、本事業を行う市町村及び就農に向けて、県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき資金として交付金を交付する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号。以下「<u>実施要領</u>」という。）に基づき、本事業を行う市町村及び就農に向けて、県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき資金として交付金を交付する。</p>
<p>(経費及び交付率)</p> <p>第2条 事業の区分、経費及び交付率は別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(経費及び交付率)</p> <p>第2条 事業の区分、経費及び交付率は別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>(申請)</p> <p>第3条 規則第3条の規定により資金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、別表の準備型<u>又は新規就農促進研修支援事業（以下、「研修支援事業」という。）</u>にあつては、<u>令和4年4月1日付け改正通知以前の次世代実施要領（以下、「旧次世代実施要領」という。）</u>第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（<u>旧次世代実施要領別紙様式第3号-1</u>）を、<u>就農準備資金にあつては、就農準備資金等実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（就農準備資金等実施要領別紙様式第3号）</u>を知事に提出するものとする。</p>	<p>(申請)</p> <p>第3条 規則第3条の規定により資金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、別表の準備型にあつては、<u>実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（実施要領別紙様式第3号-1）</u>を、<u>就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下、「新規就農促進事業」という。）</u>にあつては、<u>実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（実施要領別紙様式第3号-2）</u>を知事に提出するものとする。</p>
<p>(交付の条件)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(交付の条件)</p> <p>第4条 [略]</p>
<p>(変更の承認申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 別表の準備型<u>又は研修支援事業</u>の交付を受けた者（以下「<u>準備型等交付対象者</u>」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、<u>旧次世代実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（旧次世代実施要領別紙様式第6号-1）又は旧次世代実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（旧次世代実施要領別紙様式第7号-1）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>また、休止届を提出した<u>準備型等交付対象者</u>が研修を再開する場合は、<u>旧次世代実施要領第6の1の（6）のイの規定に基づく研修再開届（旧次世代実施要領別紙様式第8号-1）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>[削る]</u></p>	<p>(変更の承認申請)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 別表の準備型の交付を受けた者（以下「<u>準備型交付対象者</u>」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、<u>実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（実施要領別紙様式第6号-1）又は実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（実施要領別紙様式第7号-1）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>また、休止届を提出した<u>準備型交付対象者</u>が研修を再開する場合は、<u>実施要領第6の1の（6）のイの規定に基づく研修再開届（実施要領別紙様式第8号-1）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>別表の新規就農促進事業の交付を受けた者（以下「新規就農促進事業交付対象者」という。）</u>が交付の中止又は休止をしようとする場合は、<u>実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（実施要領別紙様式第6号-2）又は実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（実施要領別紙様式第7号-2）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>また、休止届を提出した<u>新規就農促進事業交付対象者</u>が研修を再開する場合は、<u>実施要領第6の1の（6）のイの規定に基づく研修再開届（実施要領別紙様式第8号-2）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>[新設]</u></p>
<p>3 別表の<u>就農準備資金</u>の交付を受けた者（以下「<u>就農準備資金交付対象者</u>」という。）が交付の中止又は休止をしようとする場合は、<u>就農準備資金等実施要領第6の1の（5）の規定に基づく中止届（就農準備資金等実施要領別紙様式第6号）又は就農準備資金等実施要領第6の1の（6）のアの規定に基づく休止届（就農準備資金等実施要領別紙様式第7号）</u>を知事に提出しなければならない。</p>	

また、休止届を提出した就農準備資金交付対象者が研修を再開する場合は、就農準備資金等実施要領第6の1の(6)のイの規定に基づく研修再開届(就農準備資金等実施要領別紙様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)
第6条 [略]

(実績報告)
第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は資金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者にあっては、第3条に規定する資金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

(額の確定)
第8条 知事は、実績報告の提出があったときは、交付決定の内容及び附した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、事業を実施した市町村長、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)
第9条 規則第15条の規定により資金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型等交付対象者又は就農準備資金交付対象者にあっては、第3条に規定する資金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(概算払の請求)
第10条 [略]

(暴力団密接関係者)
第11条 [略]

(書類の経由)
第12条 [略]
一 別表の準備型、研修支援事業又は就農準備資金の交付対象者(千葉県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)で研修を受ける者を除く。)にあっては、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。
二 別表の準備型、研修支援事業又は就農準備資金の交付対象者のうち農業大学校で研修を受ける者には、農業大学校を提出の窓口とする。
三 別表の準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業、就農準備資金又は経営開始資金を実施する市町村にあっては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。
なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

附 則
この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る資金から適用する。

(状況報告)
第6条 [略]

(実績報告)
第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は資金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者にあっては、第3条に規定する資金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

(額の確定)
第8条 知事は、実績報告の提出があったときは、交付決定の内容及び附した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、事業を実施した市町村長、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者に通知するものとする。

(交付の請求)
第9条 規則第15条の規定により資金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者にあっては、第3条に規定する資金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(概算払の請求)
第10条 [略]

(暴力団密接関係者)
第11条 [略]

(書類の経由)
第12条 [略]
一 別表の準備型又は新規就農促進事業の交付対象者(千葉県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)で研修を受ける者を除く。)にあっては、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。
二 別表の準備型又は新規就農促進事業のうち農業大学校で研修を受ける者には、農業大学校を提出の窓口とする。
三 別表の準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業又は新規就農促進事業を実施する市町村にあっては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。
なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

[新設]

別表（第2条、第4条）

事業名	区分	経費	交付率	重要な変更
農業次世代人材投資事業	1 準備型	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金又は市町村が就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業及び <u>研修支援事業</u> の間での資金の流用
	2 経営開始型	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	<u>令和3年度</u> の採択者については、経営開始1年目から3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。 令和2年度以前の採択者については、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。 なお、 <u>旧次世代実施要領</u> 第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦	

別表（第2条、第4条）

事業名	区分	経費	交付率	重要な変更
農業次世代人材投資事業	1 準備型	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金又は市町村が就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	準備型、経営開始型、推進事業、経営発展支援金事業及び <u>新規就農促進事業</u> の間での資金の流用
	2 経営開始型	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	<u>令和3年度以降</u> の採択者については、経営開始1年目から3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。 令和2年度以前の採択者については、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。 なお、 <u>実施要領</u> 第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、	

			合わせて、(2)の アに1.5を乗じて得 た額(1円未満は切 捨て)を交付する。						(2)のアに1.5を 乗じて得た額(1円 未満は切捨て)を交 付する。	
	3 推進事業	市町村が資金の 交付等に係る推進 事務を行うのに要 する経費	定額					3 推進事業	市町村が資金の 交付等に係る推進 事務を行うのに要 する経費	定額
	4 経営発展支援 金事業	市町村が新規就農 者の経営発展に向 けた取組を支援す る事業に要する経 費	<u>旧次世代実施要領</u> 第 10の2の(2)で 承認された取組の実 現に必要な額のうち 他の助成措置等によ る助成額を除いた額 とし、 <u>令和3年度</u> の 採択者については 150万円以内の額、 令和2年度以前の採 択者については交付 対象者が交付3年目 に経営開始型の資金 の交付を受けた場合 の交付額の2倍又は 150万円のいずれか 低い額以内の額とす る。					4 経営発展支援 金事業	市町村が新規就農 者の経営発展に向 けた取組を支援す る事業に要する経 費	<u>実施要領</u> 第10の2 の(2)で承認され た取組の実現に必要 な額のうち他の助成 措置等による助成額 を除いた額とし、 <u>令 和3年度以降</u> の採択 者については150万 円以内の額、令和2 年度以前の採択者に ついては交付対象者 が交付3年目に経営 開始型の資金の交付 を受けた場合の交付 額の2倍又は150万 円のいずれか低い額 以内の額とする。
	<u>5 研修支援事業</u>	<u>就農に向けて、 知事が認めた研修 機関等において研 修を受ける者に交 付する資金</u>	<u>定額</u> <u>(ただし、交付期間</u> <u>1年につき1人当た</u> <u>り150万円以内。)</u>					<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>	<u>[削る]</u>					<u>5 就職氷河期世 代の新規就農促進 事業</u>	<u>就農に向けて、 知事が認めた研修 機関等において研 修を受ける就職氷 河期世代等に交付 する資金又は市町 村が就農に向け て、知事が認めた 研修機関等におい て研修を受ける就 職氷河期世代等に 資金を交付する事 業に要する経費</u>	<u>定額</u> <u>(ただし、交付期間</u> <u>1年につき1人当た</u> <u>り150万円以内。)</u>

千葉県 就農準備資金・経営開始資金	1 就農準備資金	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金又は市町村が就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	就農準備資金、経営開始資金、推進事業の間の資金の流用	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]			
	2 経営開始資金	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内) なお、就農準備資金等実施要領第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアに1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。							[新設]	[新設]	[新設]
	3 推進事業	市町村が資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額							[新設]	[新設]	[新設]

別記様式第1号（第3条関係）

年度 農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇） 交付申請書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業次世代人材投資事業等交付要綱第3条に基づき資金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第1号（第3条関係）

年度 農業次世代人材投資事業 交付申請書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業次世代人材投資事業交付要綱第3条に基づき資金 〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

[新設]

別記様式第1号の別紙

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分※	交付事業に要する経費（又は交付事業に要した経費） (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

※区分には次世代実施要領第3又は就農準備資金等実施要領第3の事業の種類を記入する。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分※	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には次世代実施要領第3又は就農準備資金等実施要領第3の事業の種類を記入する。

別記様式第1号の別紙

1 事業の目的及び内容

2 経費の配分

区分※	交付事業に要する経費（又は交付事業に要した経費） (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

※区分には実施要領第3の事業の種類を記入する。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区分※	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

※区分には実施要領第3の事業の種類を記入する。

別記様式第2号（第5条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇） 変更承認申請書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業等について、下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容（別記様式第1号の別紙に準ずる。）

(注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
3 交付決定により決定された事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（第5条関係）

年度農業次世代人材投資事業変更承認申請書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業について、下記のとおり変更したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更の内容（別記様式第1号の別紙に準ずる。）

(注) [新設]
[新設]
[新設] 交付決定により決定された事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第6条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）遂行状況報告書

番
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業等について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第〇四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
3 区分欄には、別記様式第1号の記の「2経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第3号（第6条関係）

年度農業次世代人材投資事業遂行状況報告書

番
年 月 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった農業次世代人材投資事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第〇四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

- (注) [新設]
[新設]
[新設] 区分欄には、別記様式第1号の記の「2経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第7条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇）実績報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあったこの事業について、
下記のとおり事業を実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
3 記の記載事項は、別記様式第1号の別紙の記載内容に準ずる。
 なお、交付額等に軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
4 添付書類として、資金の支払いが確認できる書類を添付すること。
 また、推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿の写しを添付すること。

別記様式第4号（第7条関係）

年度農業次世代人材投資事業実績報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 指令第 号により交付決定通知のあったこの事業について、
下記のとおり事業を実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) [新設]
[新設]
1 記の記載事項は、別記様式第1号の別紙の記載内容に準ずる。
 なお、交付額等に軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
2 添付書類として、資金の支払いが確認できる書類を添付すること。
 また、推進事業にあつては、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿の写しを添付すること。

別記様式第5号（第9条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（〇〇〇〇〇） 交付請求書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった 年度農業次世代人材投資事業等に係る資金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 C)=(A)-(B)	備 考

(注) 1 標題の（〇〇〇〇〇）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第5号（第9条関係）

年度農業次世代人材投資事業交付請求書

番 年 月 号 日

千葉県知事 〇〇〇〇 様

〇〇市町村長 〇〇〇〇

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった 年度農業次世代人材投資資金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

区 分	確定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 C)=(A)-(B)	備 考

[新設]

別記様式第6号（第10条関係）

年度農業次世代人材投資事業等（○○○○○）概算払請求書

番 年 月 号 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度農業次世代人材投資事業等に係る資金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 高 (D)=(A)-(B)-(C)	備 考

- (注) 1 標題の（○○○○○）には別表の事業名を記載すること。
2 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

別記様式第6号（第10条関係）

年度農業次世代人材投資事業概算払請求書

番 年 月 号 日

千葉県知事 ○○○○ 様

○○市町村長 ○○○○

年 月 日付け 指令第 号で交付決定のあった 年度農業次世代人材投資資金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

区 分	交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 高 (D)=(A)-(B)-(C)	備 考

[新設]